

公益社団法人 日本彫刻会
内規

公益社団法人 日本彫刻会定款の施行細則

第2章 第4条 (運営委員会)

運営委員は、日展審査員経験者、及び相応の実績を有し理事が推薦する者の中から選定する。

- 2 会友推挙選考は、審査員に選ばれた運営委員の中より選考を行う。
- 3 運営委員会は、陳列不相当と思われる作品については、理事会に具申することができる。

日彫展規則

第3章 第14条 (無審査会員)

- (1) 特別賞受賞者
- (2) 日彫賞 2回
- (3) 日彫賞 1回 努力賞・優秀賞 2回
- (4) 努力賞・優秀賞 3回
- (5) 日展特選受賞者

慶弔及び見舞

(慶事)

会員の慶事に際しては、祝電を贈る。

- 2 会長・顧問・役員・名誉会員・会員にして特に会に功労のあった者の場合は、前項にもかかわらず、理事会で特に定める。

(高齢者会員祝賀)

会員のうち高齢に達した会員(以下「高齢者会員」という)の長寿を、会員一同で祝賀するものとする。

- 2 祝賀の対象者は、毎年1月1日に数えて90歳に達した会員、及び百歳に達した会員とする。
- 3 祝賀は、総会当日に行うものとする。
- 4 高齢者会員のうち、特に会に功労のあった者の場合は、理事会の議決を経て、上記の規定にかかわらず祝賀会を開催することができる。
- 5 賀詞、及び記念品の選定は、理事会で行う。
- 6 この他、実施上必要な事項は、理事会において定めるものとする。

(会葬)

会員が死去した場合、理事会において特に会に功労があったと認めた時は、会葬とすることができる。

(死去)

会員の死去に際しては、下記の弔慰金、及びこれに相当する花輪を贈る。

- (1) 正会員 30,000円
- (2) 会友 20,000円
- (3) 賛助会員 15,000円

- 2 会長・顧問・役員・名誉会員・会員にして特に会に功労のあった者の死去の場合は、前項の規定にかかわらず、理事会で特に定める。

(配偶者の死亡)

会員の配偶者の死去に際しては、下記の弔慰金、及びこれに相当する花輪を贈る。

- (1) 正会員配偶者 15,000円
- (2) 会友配偶者 10,000円
- (3) 賛助会員配偶者 10,000円

- 2 会長・顧問・役員・名誉会員・会員にして特に会に功労のあった者の配偶者の死去の場合は、前項の規定にかかわらず理事会で特に定める。

(見舞)

会員が不慮の災害を受けた時、又は長期の入院に際しては、下記の見舞金を贈る。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 会友 5,000円
- (3) 賛助会員 5,000円

- 2 会長・顧問・役員・名誉会員・会員にして特に会に功労にあった者の場合は、理事会で特に定める。

この内規についての変更は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

内規の変更

平成 21 年 1 月 27 日 一部変更

平成 22 年 11 月 1 日

公益社団法人移行に伴い一部変更

令和 6 年 1 月 28 日 一部変更